

(別紙)

『地域密着型通所介護サービス利用料金表』

2022年10月01日適用

サービス利用料金表

○地域密着型通所介護

※第1号被保険者で一定以上の所得を有する方は、サービス利用に係る自己負担額が2割又は3割負担となる場合があります。

【1日あたり：6～7時間】

ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	6,760円	7,980円	9,220円	10,450円	11,680円
うち、介護保険から給付される金額 (ご利用者負担1割の場合)	6,084円	7,182円	8,298円	9,405円	10,512円
うち、介護保険から給付される金額 (ご利用者負担2割の場合)	5,408円	6,384円	7,376円	8,360円	9,344円
うち、介護保険から給付される金額 (ご利用者負担3割の場合)	4,732円	5,586円	6,454円	7,315円	8,176円
サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の場合)※	676円	798円	922円	1,045円	1,168円
サービス利用に係る自己負担額 (2割負担の場合)※	1,352円	1,596円	1,844円	2,090円	2,336円
サービス利用に係る自己負担額 (3割負担の場合)※	2,028円	2,394円	2,766円	3,135円	3,504円

【1日あたり：4～5時間】

ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	4,350円	4,990円	5,640円	6,270円	6,930円
うち、介護保険から給付される金額 (ご利用者負担1割の場合)	3,915円	4,491円	5,076円	5,643円	6,237円
うち、介護保険から給付される金額 (ご利用者負担2割の場合)	3,480円	3,992円	4,512円	5,016円	5,544円
うち、介護保険から給付される金額 (ご利用者負担3割の場合)	3,045円	3,493円	3,948円	4,389円	4,851円
サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の場合)※	435円	499円	564円	627円	693円
サービス利用に係る自己負担額 (2割負担の場合)※	870円	998円	1,128円	1,254円	1,386円
サービス利用に係る自己負担額 (3割負担の場合)※	1,305円	1,497円	1,692円	1,881円	2,079円

<通所介護サービスにおける加算料金(自己負担額)>

当施設の体制やご利用者の心身の状況に応じて以下の加算料金(介護保険の給付対象となるサービス：該当欄に○印あり)をいただきます。(料金は1日あたりの単価)

加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
入浴介助加算(Ⅰ)	一般浴と機械浴の区別なく入浴介助を行った場合	40円	80円	120円	○
入浴介助加算(Ⅱ)	身体の状態や居宅の状況に近い環境を踏まえた個別入浴計画を作成し、入浴介助を行った場合	55円	110円	165円	(○)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	外部のリハビリテーション専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合	100円/月 (3月に1回を限度)	200円/月 (3月に1回を限度)	300円/月 (3月に1回を限度)	○
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	外部のリハビリテーション専門職が事業所を訪問し、機能訓練のマネジメントを行った場合	200円/月 100円/月(個別機能訓練を算定している場合)	400円/月 200円/月(個別機能訓練を算定している場合)	600円/月 300円/月(個別機能訓練を算定している場合)	
加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画に基づき、身体機能及び生活機能向上を目的とする機能訓練を行った場合	56円	112円	168円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練(Ⅰ)イの要件に加え、サービス提供時間帯通じて専従の機能訓練指導員を配置した場合	85円	170円	255円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省へデータ提出した場合	20円/月	40円/月	80円/月	
ADL維持等加算(Ⅰ)	評価期間に連続して6ヶ月以上利用した期間のある要介護者の集団について要件を満たした場合	30円/月	60円/月	90円/月	
ADL維持等加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)の要件を満たし、評価期間の終了後にもBarthelindexを測定し、介護支援専門員へ報告した場合	60円/月	120円/月	180円/月	
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、サービスを実施した場合	45円	90円	135円	
認知症加算	日常生活自立度Ⅲ以上の要介護者を20%以上受け入れ、認知症介護研修修了者を1名以上配置している場合	60円	120円	180円	
若年性認知症受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別のサービスを提供した場合	60円	120円	180円	

栄養アセスメント加算	管理栄養士を1名以上配置。栄養状態等の情報を厚生労働省へデータ提出した場合	50円/月	100円/月	150円/月	
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的に、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行い、必要に応じて居宅を訪問した場合（月2回を限度）	200円	400円	600円	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用中6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態を確認し、担当介護支援専門員に情報提供している場合（6月に1回を限度）	20円/6月	40円/6月	60円/6月	○
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	栄養改善加算・栄養アセスメント加算・口腔機能向上加算算定の場合のみ 口腔の健康状態、栄養状態のいずれかを確認、担当介護支援専門員に情報提供している場合（6月に1回を限度）	5円/6月	10円/6月	15円/6月	
加算名	算定要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能の向上を目的に、個別に実施される口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合（※月2回を限度）	150円	300円	450円	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能向上計画等を厚生労働省へデータ提出した場合（月2回を限度）	160円	320円	480円	
科学的介護推進体制加算	LIFEの収集項目の各領域に係る最低限のデータを用いたPDCAサイクルの推進を評価	40円/月	80円/月	120円/月	○

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上または、勤続10年以上介護福祉士25%以上の場合	22円	44円	66円	○
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合	18円	36円	54円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が40%以上または、勤続7年以上介護福祉士30%以上の場合	6円	12円	18円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定のキャリアパス要件Ⅰ及び要件Ⅱ及び要件Ⅲ+職場環境等要件を満たす場合	所定の 単位数 ×5.9%			○
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ)	介護福祉士の配置等要件、現行処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす場合	所定の 単位数 ×1.2%			○
介護職員等ベースアップ等 支援加算(Ⅰ)	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること ②加算額の2/3以上はベースアップ等(基本給又は毎月支払われる手当)の引き上げに使用すること	所定の 単位数 ×1.1%			○
感染症や災害で利用者が減少した場合の報酬上の対応	感染症や災害の影響により、延べ利用者数が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合	3か月間 基本報酬の3%加算			(○)

注1)該当欄(○)は、対象のご利用者のみ算定する加算です。

注2)若年性認知症受入加算は、認知症加算を算定している場合は対象外となります。

注3)サービス利用料金に変更がある場合は1ヶ月前に文書にて通知します。

<通所介護サービスにおける減算料金>

次表の「減算要件」を満たす場合は、基本部分の一定割合が減算されます。

加算名	減算要件	1割料金	2割料金	3割料金	該当
送迎減算	送迎を行わない場合 (1回あたりの減算)	47円	94円	141円	○
定員超過減算	月平均の利用者の数が事業所の定員を上回った場合	基本部分を70%で算定			○
人員基準欠如減算	看護・介護職員の配置数が人員基準を下回った場合	基本部分を70%で算定			○

注1)サービス利用料金に変更がある場合は1ヶ月前に文書にて通知します。